

こんにちは!!

ち い き ほう かつ し え ん

最上町地域包括支援センター です!

「地域包括支援センター」は、高齢者のみなさんが住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して生活できるように、高齢者ご本人やご家族を支援する身近な相談窓口です。訪問対応もいたします。

要介護状態にならない! 悪化させない!!
を目標に介護予防を推進しています。



ひやくさいたいそう
いきいき百歳体操

かいごぼうぎょうしつ
介護予防教室など

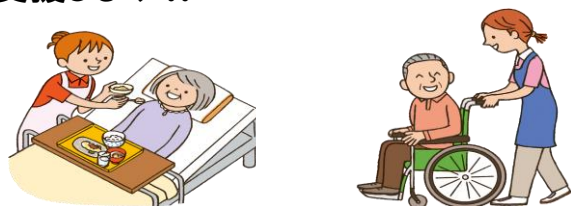
高齢者や家族の困りごと、心配ごと
等、ご相談下さい!!



もの忘れが心配、介護の方法が分からないなど

～地域包括支援センターではこのような仕事をしています!～

高齢者に**必要なサービス**を利用できるように、ケアマネジャー等と協力して支援します!!



ヘルパー (訪問介護)

デイサービス
通所介護 (通所介護) など

高齢者の権利が守られるように支援します!!



しょうひしゃひがい
消費者被害

こうれいしゃぎゃくたい
高齢者虐待

介護や認知症など、高齢者のみなさんの何でも相談窓口です。
まずはご連絡ください。

最上町地域包括支援センター (健康福祉課内)

電話 4 3 - 3 1 1 7 (平日: 午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時)

介護サービスを利用するには

介護（介護予防）サービスを利用するためには町に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。

①申請

申請受付…最上町健康福祉課（健康センター）

- 申請は…本人の他に家族、民生委員、介護相談員、成年後見人、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者に代行してもらうことができます。
- 申請に必要なもの
 - ・申請者の『①介護保険被保険者証』 ②『個人番号（マイナンバー）のわかるもの』
 - 『③医療保険証』
 - ・家族等が申請を代行する場合は『④本人確認できるもの（運転免許証、保険証など）』

②要介護認定

○訪問調査



○医師の意見書



コンピューターによる1次判定

2次判定（1次判定の修正）

◎ 介護認定審査会

（医療・保健・福祉の専門家による審査や訪問調査の特記事項等により判断）

③介護度の決定

「認定結果通知書」、「介護保険被保険者証」、「介護保険負担割合証」が送付されます。認定の有効期間、負担割合などを確認しましょう。

○ 認定結果

「要支援1・2」「要介護1～5」「非該当」

○ 認定の有効期間

	新規（原則）	更新（原則）
要介護認定	6ヶ月	12ヶ月
要支援認定		

④ケアプランの作成

どのサービスをどのくらい利用するか介護支援専門員（ケアマネジャー）と相談しケアプラン（介護サービス計画書）を作成します。

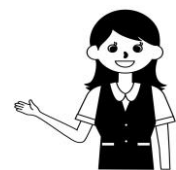
在宅サービスは居宅ケアマネが担当
施設サービスは施設ケアマネが担当

※介護支援専門員が決定するまでは、地域包括支援センターへご相談ください。

⑤サービスの利用

利用者負担はかかった費用の1～3割です

- ・所得に応じて負担割合が異なりますので、『介護保険負担割合証』でご確認ください。
- ・施設に入所した場合の居住費や食事、通所サービスを利用した場合の食事は自己負担です。



※介護保険料が未納及び滞納状態にある方の利用者負担は異なります。ご注意ください。